

## 公園内に防犯カメラを設置される場合は…

公園管理者からお願い

京都市建設局の所管する公園では、都市公園法第5条に基づき許可を受けていただいたうえで、防犯カメラを設置していただくこととなりますが、公園内での防犯カメラの設置を円滑に進めるため、以下の内容に気をつけてご検討ください。

また、「京都市防犯カメラ設置促進補助事業にかかる申請」を行う前に、当該公園を管理する事務所へ**必ず事前相談**をお願いします。

### チェックポイント

#### 1. 設置位置 地下埋設物と樹木に気をつけて！

公園内には、上下水道・電気等の施設が埋設されています。カメラの支柱は、地下埋設物を避けて設置してください。また、設置位置によっては、公園の樹木がカメラに映り込むことがあります。防犯カメラ設置のための公園樹木の剪定・伐採は行っておりませんので、樹木の配置状況を考慮して、設置位置を決定してください。

#### 2. 設置方法等

##### ○柱を新設される場合（原則、新設を検討してください）

防犯カメラ設置用の柱が、風で倒れることのないよう基礎の検討を行ってください。

##### ○公園照明灯等に取り付けられる場合

設置により、照明灯等の柱の安全が確保できるか事前に当該公園を管理する事務所に相談してください。柱の状況等により、取付けをお断りする場合があります。また、公園照明灯等を更新する場合は、設置者の負担で防犯カメラの撤去又は移設を行っていただきます。

#### 3. 手続きについて

公園内に防犯カメラを設置される場合は「京都市防犯カメラ設置促進補助事業にかかる申請」とは別に、「公園施設設置許可申請」及び「使用料減免申請」が必要となります。まずはお電話で御相談ください。

##### 【申請書添付資料】

- ・設置箇所図
- ・防犯カメラ及び柱（基礎含む）の仕様がわかるもの
- ・防犯カメラの管理運用規定（案）
- ・防犯カメラの設置に係る公園愛護協力会及び町内会の同意書

※防犯カメラに近隣住宅が映り込む場合は、事前に同意を得てください（同意書等は不要です）

各土木みどり事務所の連絡先（市外局番は075）

北区・上京区	北部土木みどり事務所	492-3111
左京区（花脊・久多・広河原除く）	左京土木みどり事務所	791-9134
東山区・山科区	東部土木みどり事務所	591-0013
下京区・南区	南部土木みどり事務所	691-3158
中京区・右京区（京北除く）	西部土木みどり事務所	871-6721
西京区	西京土木みどり事務所	392-9260
伏見	伏見土木みどり事務所	611-5371
右京京北、左京区花背・久多・広河原	京北・左京山間部土木みどり事務所	852-1819

